



# 大津市公報

平成26年5月19日  
号外(第34号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 条 例

50 大津市議会委員会等傍聴条例の一部を改正する条例…………… 1

## 条 例

大津市議会委員会等傍聴条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年5月19日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第50号

大津市議会委員会等傍聴条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会等傍聴条例(平成26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、大津市議会会議条例(平成26年条例第1号)第70条第4項及び大津市議会委員会条例(平成26年条例第3号)第41条第2項の規定に基づき、委員会、全員協議会及び <u>議会広報編集委員会</u> (以下「委員会等」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。 (傍聴の手続) <b>第3条</b> 委員長(委員会及び <u>議会広報編集委員会</u> の委員長並びに全員協議会の議長をいう。以下同じ。)は、会議当日の先着順に傍聴を認めるものとする。	(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、大津市議会会議条例(平成26年条例第1号)第70条第4項及び大津市議会委員会条例(平成26年条例第3号)第41条第2項の規定に基づき、委員会、全員協議会及び <u>議会広報広聴委員会</u> (以下「委員会等」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。 (傍聴の手続) <b>第3条</b> 委員長(委員会及び <u>議会広報広聴委員会</u> の委員長並びに全員協議会の議長をいう。以下同じ。)は、会議当日の先着順に傍聴を認めるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。